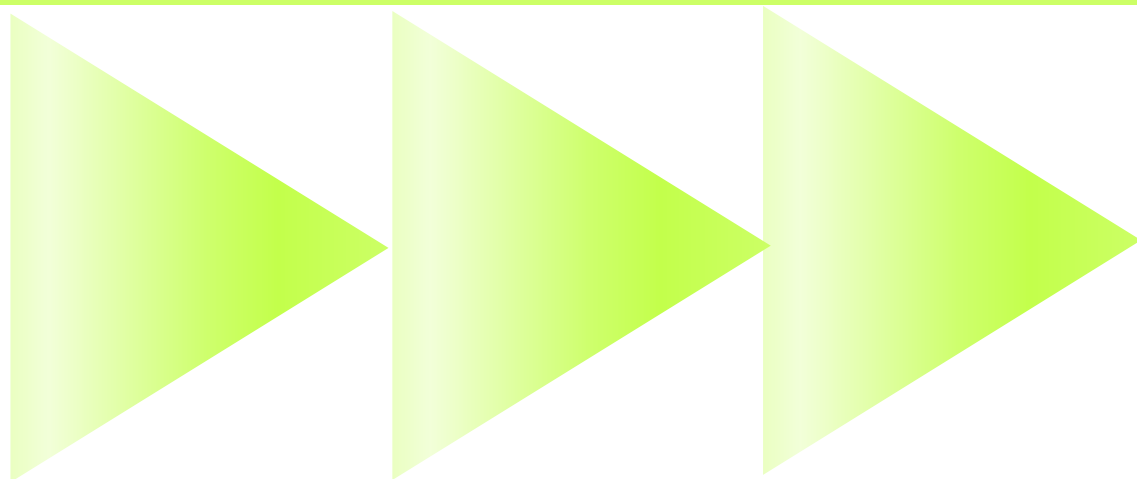


観光地域づくりに対する支援メニュー集

～観光地域づくり法人(DMO)や自治体などの
取組に役立つ各府省庁の支援施策を集約しました～

(令和2年度 概算要求版)



令和元年10月

～目次～

I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

- 観光地域づくり相談窓口(国土交通省 観光庁)……………6
[地方自治体やNPO団体などのさまざまな主体による観光地域づくりの取組を支援し、観光による地域の活性化を図るため、観光地域づくりの取組について地域の方々が誰でも気軽に相談できる場として、観光庁内及び地方運輸局等に「観光地域づくり相談窓口」を開設。]
- 地方創生^{よろず}萬相談窓口(国土交通省)……………7
[まち・ひと・しごと創生総合戦略]に定められた地方創生施策の実施に取り組む地方公共団体の自立的な取組を積極的に支援するため、各地方において、地方整備局及び地方運輸局が連携し、相談体制を構築。]
- 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業(国土交通省 観光庁)……………8
[訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う。]
- 広域周遊観光促進のための「DMOネット」活用推進事業(国土交通省 観光庁)……………9
[観光地域のマネジメント・マーケティングを「誰でも、簡単に、効率的に」行うことを可能とするシステム・ツールである「DMOネット」を地域に提供する。]
- JAPANブランド育成支援等事業(経済産業省) **新規**……………10
[中小企業者等が行う、市場ニーズに対応した新商品・サービス開発やブランディング等の取組に対して支援する。]

I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

- 不動産特定共同事業に係る人材育成等(国土交通省)……………11
[公的不動産等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のネットワーク構築、空き家等の再生や公的不動産の活用に向けた不動産証券化のモデル事業支援等]
- テーマ別観光による地方誘客事業(国土交通省 観光庁)……………12
[国内外の旅行者の満足度向上と消費活動の拠点の活性化に向けては、アニメや忍者ゆかりの地、スポーツイベントなど、全国各地に点在する特定のテーマを観光資源として情報発信することが必要であることから、それぞれの拠点をネットワーク化し、情報発信力の強化や受入体制の整備を図る取組を支援する。]
- 宿泊施設の生産性向上推進事業(国土交通省 観光庁)……………13
[業務効率化や施設間連携による生産性向上の取組を支援し、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。]
- 伝統的工芸品産業支援補助金(経済産業省)……………14
[「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業省の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。]
- 食文化等によるインバウンド対応推進事業のうち
地域の食文化資源を活用した需要拡大事業(農林水産省)……………15
[地域特有の食とそれを支える農林水産業や景観等を活用して訪日外国人をもてなす地域の取組をブランド化し、海外に情報発信する取組を支援。]
- 「スポーツ資源」を活用したインバウンド拡大の環境整備(文部科学省 スポーツ庁) **新規**……………16
[地域資源とスポーツを掛け合わせたコンテンツの造成や磨き上げ、環境整備等を行うとともに、先進的に武道ツーリズムを推進する団体の取組をモデル的に調査・研究・分析し、横展開を図る。人・物・施設等の資源情報データベースの構築や新たなプロモーション等を実施する。]
- スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業(文部科学省 スポーツ庁)……………17
[地方公共団体、スポーツ団体、民間企業(観光産業、スポーツ産業)等が一体となり、地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」等が行うスポーツツーリズム等の活動を支援する。]

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

- JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）（総務省（一財）自治体国際化協会）……………18
[外国青年を日本に招致し、地方公共団体において観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用]
- 外部専門家（地域力創造アドバイザー）招へい事業（総務省）……………19
[市町村が、外部専門家（「地域人材ネット」登録者）を招へいして、地域独自の魅力や価値の向上、地域力を高める取組に要する経費を特別交付税の対象とする。]
- 地域おこし企業人交流プログラム（総務省）……………20
[市町村が、企業の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につなげる取組に要する経費を特別交付税の対象とする。]
- 地域おこし協力隊（総務省）……………21
[都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱する。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組に要する経費を特別交付税の対象とする。]
- 広域周遊観光促進のための専門家派遣事業（国土交通省 観光庁）……………22
[日本版DMO（候補法人を含む）及び地方公共団体へ、インバウンド観光に関する専門家を派遣し、訪日外国人旅行者の広域周遊観光促進に向けた地域の取組を支援する。]
- 地域通訳案内士制度（国土交通省 観光庁）……………23
[多様化する外国人観光旅客の需要に的確に対応するため、改正通訳案内士法により全国展開が図られた地域通訳案内士制度の活用を促し、地域通訳案内士育成等計画の策定を支援する。]
- 観光産業における人材の確保・育成事業（国土交通省 観光庁）……………24
[「地域の観光産業を担う人材」の確保・育成を図るとともに、観光産業における専門能力の習得を目的としたモデルカリキュラム策定等を行い、観光教育の充実についても促進を図る。]
- プロフェッショナル人材事業（内閣府）……………25
[潜在成長力ある地域企業の経営者に対し、新商品開発や新販路開拓などの「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するプロフェッショナル人材の採用を支援する。]
- 地方創生カレッジ事業（内閣府）……………26
[地方創生に真に必要な実践的なカリキュラムを、eラーニング形式等で幅広く提供するほか、web上での連携・交流を通じて、地域における地方創生人材の育成・確保に繋げていく取組。観光・DMOに関連する講座も多数提供している。]

I-3. 特に…文化・芸術関係の取組をしたい！（ソフト事業）

- 文化芸術創造拠点形成事業（文部科学省 文化庁）……………27
[地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とし、2020東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援する。]
- 博物館を中核とした文化クラスター推進事業（文部科学省 文化庁） **新規** ……28
[地域の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等の魅力発信、観光振興、多言語化や開館時間の延長、ユニークベニューの促進など、博物館を中核とした文化クラスター創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備の支援。]
- 国際文化芸術発信拠点形成事業（文部科学省 文化庁）……………29
[地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020東京大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人（インバウンド）の増加、活力ある豊かな地域社会の実現に資する取組を支援する。]

I-4. 特に…エコツーリズムの取組をしたい！（ソフト事業）

- **エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業（環境省）** ……30
[国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。]
- **生物多様性保全推進支援事業（環境省）** ……31
[地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等に必要な経費の一部を国が交付することにより、国土全体の生物多様性の保全を図り、自然共生社会づくりを着実に推進する。]

I-5. 特に…ITを活用したい！（ソフト事業）

- **地域IoT実装総合支援（総務省）** ……32
[地域活性化及び地域課題解決に向け、ICT/IoTの実装を目指す地域を対象に、地方公共団体のICT/IoT実装に関する計画策定への支援、実装事業への財政支援、地域情報化アドバイザー派遣による人的支援など地域IoTの実装を総合的に支援]
- **地域オープンデータ推進事業（総務省）** ……33
[地域の課題解決や経済活性化、行政の高度化等に資するオープンデータを推進するため、地方公共団体におけるオープンデータの取組を支援する。]
- **観光地域づくり法人による宿泊施設等と連携したデータ収集・分析事業（国土交通省 観光庁）** **新規** ……34
[地域内の宿泊施設、観光施設等における観光客のデータを観光地域づくり法人（DMO）に集約するためのプラットフォームを構築し、観光地域づくり法人がデータを分析した上で、戦略を策定し、地域の観光関連事業者へ提供する取組を支援。]

II 地域の魅力を発信したい！（ソフト事業）

- **インフラツーリズム（国土交通省）** ……35
[橋、ダム、港などのインフラ（社会資本）を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツーリズムポータルサイトを平成28年1月22日に開設し、全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が主催するツアーなど、幅広く情報発信することにより地域活動を支援する。また、ツアーの企画・催行について相談を受け付ける。]

III 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

- **訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（国土交通省 観光庁）** ……37
[全国各地の観光地において、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や民間事業者等が行う外国人観光案内所の機能強化、トイレの洋式化、公共交通機関の移動円滑化、旅館・ホテルのバリアフリー化等の個別の取組を支援する。あわせて、外国人観光案内所等の災害等における非常時の対応能力の強化を図る。]
- **官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業（国土交通省）** ……38
[地方公共団体が行う社会基盤整備において、官民が連携し、民間の投資や活動と一体的に実施することにより、観光振興等地域を活性化させる事業について、事業化検討経費を支援する。]
- **離島活性化交付金（国土交通省）** ……39
[離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、観光の拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施など、観光の推進による交流の拡大を支援する。]
- **地域再生制度（内閣府）** ……40
[地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。]
- **地方創生推進交付金（内閣府）** ……41
[地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国から交付金を直接交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。]

- **中心市街地活性化制度(内閣府)**……………42
[中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等の所要の措置を講ずることにより、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する。]
- **地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省)**……………43
[地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築、地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し等、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。]
- **かわまちづくり支援制度(国土交通省)**……………44
[地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や民間事業者、地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用計画による、良好なまち空間と水辺空間形成の円滑な推進を図る。]
- **街なみ環境整備事業(国土交通省)**……………45
[住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び町づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]

Ⅲ-1. 特に…自然環境の整備をしたい！(ソフト&ハード事業)

- **自然環境整備交付金事業・環境保全施設整備交付金事業(環境省)**……………46
[地方公共団体が行う国立・国定公園の整備、長距離自然歩道の整備、長寿命化対策などを支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を行う。]

Ⅲ-2. 特に…歴史・文化を活かしたい！(ソフト&ハード事業)

- **歴史的風致維持向上計画の認定制度(文部科学省、農林水産省、国土交通省)**……………47
[地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。]
- **伝統的建造物群基盤強化(文部科学省 文化庁)**……………48
[重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。]
- **国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業(文部科学省 文化庁)**……………49
[文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。]

Ⅲ-3. 特に…農林水産業を活かしたい！(ソフト&ハード事業)

- **農山漁村振興交付金(農林水産省)**……………50
[地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進する。]

IV. 特例措置(特区)を利用して地域の魅力を向上したい！

- **構造改革特区域制度(内閣府)**……………52
[構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。]